

羽咋市新規就農者空き家等家賃補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、羽咋市における新規就農者の確保を目的とするとともに、賃貸借契約等を締結し居住する借家人等の家賃負担の一部を補助することにより、定住促進と特産品の創出を図ることを目的とする。対象者に対し、市が予算の範囲内において、羽咋市新規就農者空き家等家賃補助金（以下「家賃補助金」という。）を交付し、その交付に関しては、羽咋市補助金交付事務取扱規則（昭和55年12月24日規則第21号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に所在する戸建住宅で、賃貸住宅として利用されているもの
- (2) アパート等 市内に所在する建造物で、賃貸住宅として利用されているもの
- (3) 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分をいう
- (4) 所有者等 当該空き家等にかかる所有権又は売買若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう
- (5) 借家人等 当該空き家又はアパート等において、賃貸借契約を締結し、入居する者をいう
- (6) 家賃 建物賃貸借契約書等に規定されている月額賃料で、管理費等を除いたものをいう
- (7) 申請者 借家人のことをいう
- (8) 農業経営 自家消費のみでなく販売することを目的として農産物を生産すること
- (9) 新規就農者 市内に住所を有しかつ自立して農業経営を開始した者（ただし、親等の経営を承継する者を除く。）で、営農を2年間継続する見込みのある者

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 新規就農者であること
- (2) 空き家又はアパート等に居住するもの
- (3) 次条による認定申請日から2年以上居住する意思があること

- (4) 賃貸の家賃を滞納していないこと
 - (5) 生活保護等他の入居に係る公的給付を受けていないこと
 - (6) 市税の滞納がないこと
 - (7) 所有者等と3親等以内でないこと
- 2 外国人にあつては、前項各号の要件のほか、日本国に永住できる者又は同等の資格を有する者であること。
 - 3 補助期間は2年とし、次条による認定申請日に、建物賃貸借契約等を締結し、住民登録を満たしている者を対象者とする。

(補助金の交付認定申請)

- 第4条 家賃補助金を受けようとする者は、新規就農者空き家等家賃補助金交付認定申請書(様式第1号)(以下、「認定申請書」という)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請は、借家人が、新規就農後3か月以内に認定申請を行うものとする。
 - 3 認定申請書の提出は1人1回限りとし、重複申請は無効とする。

(補助金の交付認定)

- 第5条 前条の規定による認定申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、家賃補助金を交付することが適当と認定したときは、新規就農者空き家等家賃補助金交付認定通知書(様式第2号)(以下、「認定通知書」という)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

- 第6条 前条の認定通知書を受けた者は、第11条に定める各月末日までに、新規就農者空き家等家賃補助金交付申請書(様式第3号)(以下、「交付申請書」という)に家賃の支払を証する書類及び販売を証する書類を添付のうえ、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

- 第7条 前条の規定による交付申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、交付することに決定したときは、新規就農者空き家等家賃補助金交付決定通知書(様式第4号)(以下、「交付決定通知書」という)により当該申請者に通知するものとする。

(補助額)

- 第8条 補助額は、月額家賃の1/2以内の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、限度額を空き家においては2万5千円、アパート等においては2万円とする。
- 2 他制度による補助金等の受給を受ける場合は、補助金等の受給額を差し引いた額を月額家賃とする。
 - 3 月の途中で第12条による変更があった場合の補助額は、変更の前後を比較し低額のを補助額とする。

(補助期間)

- 第9条 家賃補助金の交付対象期間は、羽咋市予算の範囲内で2か年を限度とする。
- 2 交付対象期間において資格要件を欠いた場合は、資格要件を欠くに至った日の属する月までとする。

(補助金の交付)

- 第10条 第7条の交付決定通知書を受けた者は、新規就農者空き家等家賃補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の支給)

- 第11条 補助金は、原則として3月、9月に過去6か月分を支給する。

(補助金の変更交付認定申請)

- 第12条 補助対象者は、第5条で決定した補助内容に変更が生じた場合は、速やかに新規就農者空き家等家賃補助金変更交付認定申請書（様式第6号）（以下、「変更交付認定申請書」という）を申請しなければならない。

(補助金の変更交付認定)

- 第13条 前条の規定による変更交付認定申請書の提出があったときは、その内容を審査し、家賃補助金を変更することが適当と認定したときは、新規就農者空き家等家賃補助金変更交付認定通知書（様式第7号）により当該申請者に通知するものとする。

(認定の取消し)

- 第14条 市長は、補助対象者が次の各号に該当したときは、当該事項に至った日の翌日から認定を取り消すものとする。
- (1) 第3条の要件を欠いたとき

- (2) 虚偽の申請又は不正の手段により認定を受けたとき
- (3) 交付対象となっている賃貸物件を、自己の利用目的以外で利用したとき
- (4) この要綱又はこれに基づく市長の指示に従わないとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めるとき

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の全部を原則として一括請求する。

- (1) 前条各号に該当する状態に至った後に補助金を受給したとき
- (2) 前項のほか、市長が相当の理由があると認めるとき

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、公布の日から施行する。